

安全な暮らしをサポート!

知って 納得

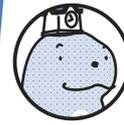
しつとくさっぽる

毎日を安心して暮らすために、心掛けておきたいことを物知りギュー太が解説します

第7話

賃貸借契約のトラブルを防ごう

登場人物



ギュー太

南区で太古の化石が発見されたジュゴンの仲間「サッポロカイギュー」の子孫。世話好き



ヒロキ

道外出身で寒さが苦手。少しドジだが、どこか惜めない



リコ

ヒロキの2歳年上の妻。ヒロキの失敗をいつも優しく見守る

このページに関する問い合わせは消費生活課 ☎211-2245



賃貸借契約での原状回復義務

賃貸住宅に住んでいた人が、退去するときに部屋の汚れや傷の一部を修繕する義務

「原状回復義務」があるかどうかで決まるんだよ



清掃や修理の費用を予想以上に請求されることもあるって聞いたわ



消費者センターへの相談件数

- 1位 賃貸アパート 1,124件
- 2位 デジタルコンテンツ 760件
- 3位 アダルト情報サイト 754件

平成28年度消費生活相談受付状況
商品・役務別相談件数(札幌市)

特に部屋の退去時に支払う費用をめぐるトラブルが目立つんだ



借り主が負担

借り主の故意・過失で生じた汚れや傷など

例

- たばこの煙による壁の変色
- 床や壁に物をぶつけてできた傷
- 台所の油污れ
- 風呂の水あか・カビ など

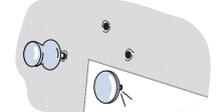


貸し主が負担

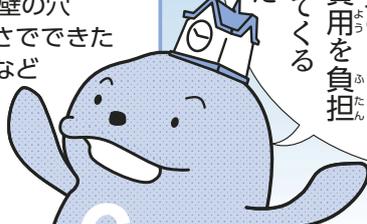
時間の経過や通常の使用で生じた汚れや傷など

例

- 日焼けによる壁の変色
- 画びょうでできた壁の穴
- 家具を置いた重さでできた床のへこみや跡 など



国のガイドラインによると、汚れや傷の原因によって、借り主と貸し主のどちらが修理費用を負担するのかが違ってくる場合があるんだ



※参考：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

退去時のトラブルを防ぐポイント

① 契約書などをよく読む

契約書や重要事項説明書の内容、入退去時にかかる費用を、契約前に確認する



退去時にかかる費用	
ハウスクリーニング代	●●,●●●円
玄関ドア鍵交換代	●●,●●●円

② チェックリストを貸し主と共有

入居時に壁紙やフローリングの傷の有無などを物件を見てリストに記録し、写真を撮っておく



それでもトラブルが起きてしまったら消費者ホットラインに電話してみよう



ページの左下を見てね!

この部屋、ペット可だもんね

自分ですべてペット...

あれっ? ギユウ太いつの間に!?

荷物も大体運び終わったね

よし、一休みしようか

その部屋に引っ越した2人

さつそくお店で契約内容を詳しく聞かせて!

は、はい...

部屋を探すときは契約前の確認を大切にね!



困ったときの相談窓口はこちら!

消費者ホットライン 188

使用方法

188に電話をかける

郵便番号7桁を押す

最寄りの相談窓口につながる

※郵便番号や操作方法が分からない場合は、そのまま待つと他の相談窓口につながります



札幌市消費者教育イメージキャラクター「しろくま」

地域で対策 派遣講座を利用できます

消費者センターの啓発指導員らが出向いて、悪質商法やインターネットトラブルなどの事例と対応策を解説します

対象 20人以上のグループ

費用 受講料は無料

会場 利用者が準備

申込 消費者センター ☎728-3131、FAX728-8301に1カ月前までに連絡後、申込書を提出

札幌市 消費者センター

検索

